

東京都行政書士会多摩中央支部研修会実施規程

第1条（総則）

本規程は東京都行政書士会多摩中央支部(以下支部という)細則第6条に基づいてこれを定める

第2条（目的）

会員の知見、資質の向上を図り業務の開拓、改善、進歩を図るとともに当支部会員と他支部会員等との親睦を図ることを目的とする。

第3条（担当者）

支部長は支部役員の中から研修担当の役員を置くものとする。

2. 研修担当役員は必要に応じて補佐する者を置くことができる。
3. 担当者の任期は支部細則15条を準用する。

第4条（事務所）

支部役員会において研修担当に任じられた役員の事務所に置くものとする。

第5条（職務）

研修会の日程、会場の選定

2. 研修の科目、講師の選定
3. 研修会開催の会員への周知

第6条（意見徴収）

担当役員は研修の科目、講師、日時等必要に応じて支部会員より意見を聴取する会議を招集できる。

第6条（講師への報酬）

講師への報酬は¥30,000を上限とする。ただし、協議により報酬額を決した場合はこの限りでない。

2. 講師に報酬を固辞された場合は記念品又は、それに準ずるものを送る。

第7条（研修会の会費）

研修会の参加者から会費を徴収することができる。

2. 会費の額は任意に設定することができる。

第8条（収支の報告）

研修会において、支出した費用、徴収した会費等の収入は、会計担当役員にその都度、速やかに報告しなければならない。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、役員会の議決によりこれを決定する。

附則

この規程は平成26年4月20日より実施する。

